

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新見市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

岡山県新見市長

公表日

令和7年7月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	新見市は、後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。番号法においては、別表85の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ○高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務。 具体的には以下の事務となる。 ・資格の取得と喪失 ・住所地特例に関する事務 ・住所等の変更に関する事務 ○高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病受領証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。) ○高齢者の医療の確保に関する法律第五十六条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務。 具体的には以下の事務となる。 ・療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問介護療養費、特別療養費及び移送費の支給 ・高額療養費及び高額介護合算療養費の支給 ・葬祭費の支給 ○高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務。 具体的には、以下の事務となる。 ・一部負担金の軽減・支払の免除・徴収の猶予に関する事務 ○高齢者の医療の確保に関する法律第九十二条の一時差止めに関する事務。 具体的には、以下の事務となる。 ・保険料の滞納による医療給付の制限 ○高齢者の医療の確保に関する法律第一百四十四条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務。 具体的には、以下の事務となる。 ・保険料の徴収・還付 ・保険料の賦課 ・保険料の督促、滞納処分
③システムの名称	・後期高齢者医療システム、・収納消込／滞納管理システム、・団体内統合宛名システム、 ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・資格ファイル、・賦課ファイル、・給付ファイル、・収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表85の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) 第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民生活部 市民課	
②所属長の役職名	市民課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市総務部総務課総務係 電話:0867-72-6204	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市市民生活部市民課国保年金係 電話:0867-72-6123	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報の記載がある申請書等の保管や個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄など、特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。この対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	市民課長 迫原 進	市民課長 牧 佳苗	事後	人事異動
平成28年5月2日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月16日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成28年5月2日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月25日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主	事後	修正
平成30年4月23日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年4月23日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	市民課長 牧 佳苗	市民課長 船越 智江子	事後	人事異動
令和2年5月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年5月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年9月16日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年9月16日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年6月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	市民課長 船越 智江子	市民課長 吉川 国夫	事後	人事異動
令和3年6月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年6月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和4年3月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り	新見市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別する	新見市は、後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を	事前	令和4年6月データ標準レイアウト改版に伴う修正
令和4年3月7日	I 関連情報		第43条の2の2	事前	令和4年6月データ標準レイアウト改版に伴う修正
令和4年5月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年5月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年5月18日	所属長	市民課長 吉川 国夫	市民課長 泉 浩二	事後	人事異動
令和5年6月2日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年6月2日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法においては、別表第一項番59の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。	番号法においては、別表85の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第46条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表85の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第46条	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務が含まれる項(1、80、83の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務が含まれる項(82の項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定めるを定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) : 第43条 (別表第二主務省令における情報照会の根拠) : 第43条の2の2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 泉 浩二	市民課長	事後	
令和6年7月11日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 市民課	市民生活部 市民課	事後	部名変更
令和7年7月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部 市民課	市民生活部 市民課	事後	部名変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月11日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	様式変更による
令和7年7月11日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式変更による